

## 定例教育委員会議案等の概要

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考						
第43号議案	<p>1 件 名 茨城県教育委員会の任命に係る技能労務職員の給与等に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>2 提案理由等 一般職の給与改定に準じて所要の改正をするとともに、現業職給料表(一)適用者の一部について号給の切替えをしようとするもの。</p> <p>3 内 容 (1) 令和5年度給与改定に伴う改正 国の昇格時号給対応表に準じて現業職給料表（一）及び現業職給料表(二)の昇格時号給対応表を改正</p> <table border="1" style="margin-left: 40px; margin-bottom: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;">給料表</th> <th style="width: 70%;">対象職員</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>現業職給料表（一）</td> <td>学校用務員など船舶員以外に適用</td> </tr> <tr> <td>現業職給料表（二）</td> <td>海洋高等学校の船舶員に適用</td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 現業職給料表（一）適用者の号給の切替え 平成26年3月31日から引き続き現業職給料表（一）の適用を受ける職員の号給を、令和6年度の昇給日に、1号上位（平成26年3月31日に属していた職務の級が3級以下であった者は2号上位）に切り替える。</p> <p>4 施 行 日 上記3（1）は公布の日（令和5年4月1日に遡って適用） 上記3（2）は令和6年4月1日</p> <p>5 説 明 課 総務企画部総務課</p>	給料表	対象職員	現業職給料表（一）	学校用務員など船舶員以外に適用	現業職給料表（二）	海洋高等学校の船舶員に適用	資料 番号 ①
給料表	対象職員							
現業職給料表（一）	学校用務員など船舶員以外に適用							
現業職給料表（二）	海洋高等学校の船舶員に適用							

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第44号議案	<p>1 件 名 茨城県教育庁組織規則の一部を改正する規則について</p> <p>2 提案理由等 地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の17の規定に基づき市町村教育委員会へ派遣する教育事務所の職員の職について、所要の整理をしようとするもの。</p> <p>3 内 容 教育事務所の職員の職として、文化財保護主事を規定（第22条関係）</p> <p>4 説 明 課 総務企画部総務課</p>	資料 番号 ②

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第45号議案	<p>1 件 名 茨城県県立学校処務規程の一部を改正する訓令について</p> <p>2 提案理由等 県立高等学校改革プラン実施プランⅠ期（第2部）に基づく学校改編により、友部高等学校が閉校となることに伴い、所要の改正をしようとするもの。</p> <p>3 内 容 (1) 改正の概要 閉校する友部高等学校の「学校を表示する記号」（文書に付す記号）を削除する。</p> <p>(2) 施行期日 令和6年4月1日</p> <p>4 説 明 課 学校教育部高校教育課</p>	資料 番号 ③

議案等	議案（報告）及び改正内容等	備考
第46号議案	<p>1 件 名 茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則の一部を改正する規則について</p> <p>2 提案理由等 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例（令和2年教育委員会規則第5号）の一部改正に伴い、茨城県県立学校の教育職員の業務量の適切な管理に関する規則について所要の改正をしようとするもの。</p> <p>3 内 容 義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例第8条に基づき規則を定めている旨を規定するもの。</p> <p><b>【参考】</b> 教育委員会は、教育委員会の所管に属する学校の教育職員が業務を行う時間から所定の勤務時間を除いた時間を上限の範囲内とするため、教育職員の業務量の適切な管理を行う旨を規定。</p> <p><b>【上限】</b> 1ヶ月： 45時間 1年：360時間</p> <p>4 説 明 課 学校教育部教育改革課</p>	資料 番号 ④